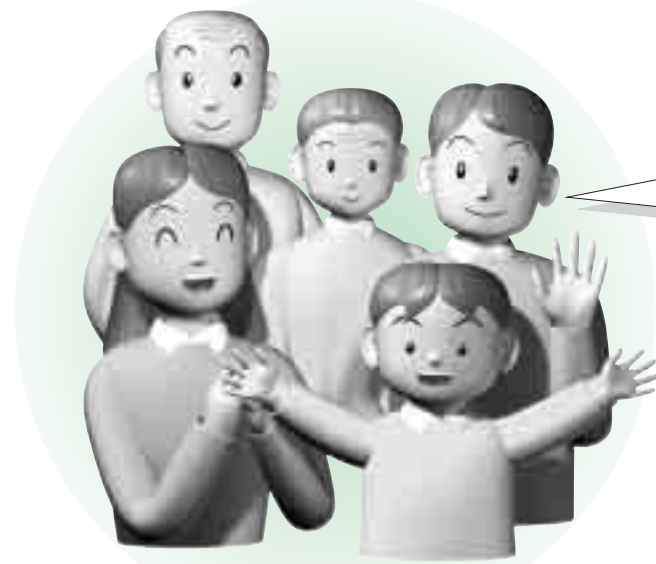


平成19年から

# あなたの所得税・住民税が変わります

税源移譲による税制改正については、今年1月号にも掲載していただきますので合わせてご覧ください



**所得税（国税）を下  
げ、住民税（地方税）  
を上げること、税  
源が移譲されます。**

地方にできることは地方に。より身近な行政サービスが効率よく行われるよう、国から地方への「税源移譲」によって、個人住民税（所得割）と所得税の税率が変わります。

**住民税が高くなっても所得税が下がるため、合わせた負担額は変わりません。**

給与所得者は平成19年1月（年金受給者は平成19年2月）から所得税（源泉徴収分）が減っており、6月からは住民税が増えることとなります。また、農林水産業や商工業等の事業所得者は、平成19年6月分から住民税が増え、平成20年3

月の確定申告から所得税が減ることになります。しかし、税源の移し変えなので、住民税が増えても所得税が減るため、税源移譲による負担の増減はありません。

**ただし、平成19年から定率減税が廃止されたため、この減税分が増額となります。**

定率減税は、平成11年度税制改正で緊急避難的な特例措置として導入されましたが、平成19年から定率減税が廃止されることから、その分は負担増となります。

## ◇税源移譲について

「地方にできることは地方に」という方針のもと、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う「三位一体の改革」が実施されています。このうち、税源移譲とは、納税者（国

民）が国へ納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことによって税源を（国から地方へ）移すことです。この改革は、平成18年度税制改正により、国から地方への3兆円の税源移譲で実現することとなりました。

## ◇個人住民税の税制改正の内容について

平成19年度から実施される個人住民税に関する税制改正の内容は次のとおりです。

## 税率構造が改正されます

所得税から住民税への税源移譲により、個人住民税の所得割の税率が現在の3段階（5パーセント、10パーセント、13パーセント）の超過累進税率から、一律10パーセント（町6パーセント、県4パーセント）の比例税率に変わります。（所得税についても税率構造が変更されます。）

## 調整控除が創設されます

基礎控除や扶養控除等の人的控除額は、所得税よりも住民税の方が低く定められていることから、同じ所得金額であっても住民税の課税所得金額が大きくなります。

このため、人的控除額の差（注）がある場合は、税源移譲によってその合計額に5パーセントを乗じた分だけ税負担が増えてしまいます。このような人的控除額の差による負担増を調整するため、今回の改正では住民税所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられました。

（注）人的控除額の差

人的控除の名称		控 除 額		（注）人的控除額の差
		所 得 税	住 民 税	
障害者控除	特 別	40万円	30万円	10万円
	普 通	27万円	26万円	1万円
寡婦控除	特 別	35万円	30万円	5万円
	一 般	27万円	26万円	1万円
寡 夫 控 除		27万円	26万円	1万円
勤 労 学 生 控 除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	老 人	48万円	38万円	10万円
	そ の 他	38万円	33万円	5万円
扶 養 控 除	老 人	48万円	38万円	10万円
	同 居 老 親	58万円	45万円	13万円
	特 定	63万円	45万円	18万円
	そ の 他	38万円	33万円	5万円
同 居 特 別 障 害 者 加 算		35万円	23万円	12万円
配偶者特別控除 （前年の配偶者の合計所得金額）	380,001～399,999円	38万円	33万円	5万円
	400,000～449,999円	36万円	33万円	3万円
	450,000～499,999円	31万円	31万円	—
	500,000～549,999円	26万円	26万円	—
	550,000～599,999円	21万円	21万円	—
	600,000～649,999円	16万円	16万円	—
	650,000～699,999円	11万円	11万円	—
	700,000～749,999円	6万円	6万円	—
750,000～759,999円	3万円	3万円	—	
基 礎 控 除		38万円	33万円	5万円

※調整控除額の計算：次の計算に従って求めた金額を住民税の所得割から控除します。

- 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
  - アとイのいずれか小さい額の5パーセント（町民税3パーセント、県民税2パーセント）
  - ア 5万円に、人的控除額の差の合計額を加算した金額
  - イ 個人住民税の合計課税所得金額
- 個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える方
  - アの金額からイの金額を控除した金額（5万円を下回る場合には、5万円）の5パーセント（町民税3パーセント、県民税2パーセント）
  - ア 5万円に、人的控除額の差の合計額を加算した金額
  - イ 個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

